

首都圏における「おおいた物産・食・観光魅力発信事業」 実施業務委託仕様書

1. 業務名称

首都圏における「おおいた物産・食・観光魅力発信事業」実施業務委託

2. 業務目的

本業務は、首都圏において大分都市広域圏（大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町）と連携し、より魅力ある観光資源や物産等を生かした魅力発信を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している観光客の回復を図るとともに、本市物産のPRと販路拡大を行う。

3. 履行期間

契約締結日 ～ 令和4年11月30日

4. 委託業務

(1) 開催日 令和4年9月10日（土）11:00～19:00

(2) 開催場所 二子玉川ライズ ガレリア
東京都世田谷区玉川2丁目21-1

(3) 実施内容

- ①大分都市広域圏内の事業者による特産品などの販売
 - ・出店事業者は10社程度を想定。
 - ・大分県が実施する『おんせん県おおいたオンラインショップ』と連携すること。
- ②観光PRブースの設置等、本市並びに大分都市広域圏の魅力を発信する企画
 - ・旅行業関連等の業者ブースの出展も想定すること。
 - ・密の発生を防ぐため、ステージイベントは行わないものとする。
- ③『日本百貨店にほんばし總本店』との連携企画の実施

(4) 業務委託の内容

- ① イベントの企画
 - ・テーマは「物産・食・観光」とし、“大分”の強みを活かした広域圏のPRを行う。
 - ・大分の魅力を発信できるようテーマに沿った企画・運営を実施すること。
 - ・テーマに沿ったイベント名称の提案をすること。
 - ・飲食・物販における出店者を10者程度募集すること。その際、イベントの趣旨に相応しい者に対し選定・出店交渉等を行うこととし、同意した出店者に対し

- ・ ース設営等、出店に必要な情報提供を行うこと。
 - ・ 出店事業者については、二子玉川ライズの客層にマッチし、売り上げが見込める商品を取り扱う者を選定すること。
 - ・ コロナの感染状況を考慮しつつ試飲・試食等を積極的に行い、販促に努めること。
 - ・ 「食」に関しては、本市のブランド商品である Oita Birth 等を活用し、大分市の食を効果的に PR できる企画を提案すること。
 - ・ 中央区日本橋のコレド室町テラス内にある『大分マーケット』（東京都中央区日本橋室町 3-2-1 日本百貨店にほんばし總本店内）にて Oita Birth 等の商品が販売されているため、当該店舗との周遊を促すスタンプラリー等の連携企画を行うこと。
 - ・ 『大分マーケット』との連携企画については、農政課が同時期に実施を予定している周年イベントとの連携も考慮すること。
- ② 『おんせん県おおいたオンラインショップ』との連携
- ・ 大分県が楽天市場内に設置している『おんせん県おおいたオンラインショップ』（サイト運営会社：大木化粧品（株））と連携した販促企画を行うこと。
 - ・ 当該企画のための予算は 1, 000 千円を上限とする。
（例）会場内で買い物をした方に対し、オンラインショップで市産品を購入する際に利用可能な 20%引きクーポンを配布する等。
- ③ 会場設営
- ・ 会場使用料（税込 154 万円※予定）は受託者が負担すること。また、追加で発生する施設使用料、光熱水費、設備・備品使用料等の費用についても、受託者が負担すること。
 - ・ 会場側の規約により、使用料の 50%は契約締結後、速やかに支払いを行うこと。
 - ・ イベント会場のレイアウト、会場設営、撤去、原状回復に係る一切の業務を行うこと。
 - ・ イベント全体の装飾をテーマにちなんだ統一感のあるデザインにすること。
 - ・ 設営及び装飾等については、前日 21 時～当日 7 時の間で行い、撤去に関しては、当日 21 時～翌日 7 時までの間に完了させるものとする。
 - ・ 設営及び撤去については、前後日に同会場にて別団体主催のイベントが予定される場合は該当イベントの作業との調整も行うこと。
 - ・ 基本ブースのレイアウト、構成、配置等を企画提案するとともに、必要な資材を用意のうえ、設営・撤去すること。
 - ・ 一部商品の委託販売を行うため、必要な人員を配置するとともに、売上金や商品については責任をもって管理すること。
 - ・ 参加出店事業者に対しては、①宿泊場所、②イベント場所への商品の運搬、③所在地から東京までの旅券、以上 3 点にかかる費用を本事業の受託者の負担とする。ただし、①～③の合計額が一事業者あたり 5 万円を上回った場合は、上回った額から参加出店事業者の負担とする。

- ・ 飲食物の提供に際し、保健所や消防署に必要な届出又は申請を行うこと。
 - ・ 酒類等を試飲販売するブースは三方囲いを行うこと。また、洗浄、手洗い、手指消毒の設備について、保健所の指導に従い設置すること。
 - ・ 大分都市広域圏の地域性・特性を生かしつつ、全体として、会場の一体性と来場者の回遊性を考慮したブース配置に努めること。
 - ・ 荷置きスペースを確保すること。
- ④ イベントの周知広報
- ・ ポスター、チラシ、各種メディアの活用など、イベントへの誘客に効果的な広報を企画し、実施すること。
 - ・ 会場周辺の来場者にイベントの案内及び誘導を工夫すること。
 - ・ イベント周知だけでなく、各市町への誘客や、本市の知名度向上に繋がる効果的な情報発信を行うこと。
- ⑤ イベントの運営体制
- ・ イベントに際しては、適切に専任スタッフ及び警備員等を配置し、参加者等の安全管理、イベント参加誘導、安全対策、イベント保険の加入、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。
 - ・ 運営に必要な人員を配置すること。
 - ・ 会場側の指示のもと、円滑な運営に努めること。
- ⑥ 配送について
- ・ 参加出店事業者等の荷物を集約し、イベント会場に配送すること。
 - ・ 本観光物産展終了後に参加者の荷物を返送するため、配達業者等を手配もしくは必要に応じてその荷物を宅配事業所に持ち込むこと。
- ⑦ イベントの効果測定
- ・ より多くの来場者からアンケートを集約できる工夫を行うこと。
 - ・ 当イベント後のオンラインショップの売上や誘客効果等の情報収集を行い、その内容を定量的に分析すること。
- ⑧ イベント参加に関する諸調整
- ・ イベント参加者、出演、会場、関係官公署、参加出店事業者、招請者等の関係者に対して、原則、当該イベント開催に係る調整の一切を行うこと。
 - ・ 会場側と販売品の搬入方法、販売可能品目（生鮮食品や酒類等の可否を含む）等について十分に打ち合わせをし、参加出店事業者との連絡調整にあたること。
 - ・ イベント等参加に関する申し込みや支払いなど、イベント参加にあたって必要となる業務全般を行うこと。
 - ・ イベント後、委託商品提供事業者と売上金の清算を行うこと。
 - ・ 物産の販売による売上金はその金額を出店事業者に帰属させるものとし、委託事業者の収益とすることはできない。
 - ・ 当日の来場者数は1時間毎に集計し、主催者の求めに応じて報告すること。

- ・各自治体の職員の旅費等については算定しないものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、来場者が密集しないよう必要な人員を配置すること。

⑨事務局運営

- ・本市と連携を密にし、円滑な運営に努めること。
- ・各種マニュアル作成および関係各所への申請・諸手続きを行うこと。
- ・参加出店事業者など関係者との調整に対し真摯に取り組むこと。

⑩その他実施に係る必要な業務

- ・イベントの記録（記録写真の撮影等）、広報・宣伝の記録を行うこと。
- ・企画提案にあたっては、あらかじめ主要出演者等の予備的な交渉を行うなど、実効性を担保した提案とすること。

5. 業務における注意事項

- (1) 来場者への安全面、衛生面での配慮や雨天時、荒天時対策について配慮すること。
- (2) 会場の周辺に騒音等による悪影響を及ぼさないこと。
- (3) 排出される廃棄物の適正な処理をすること。
- (4) 事業実施にかかる費用は、本仕様にて特別の記載があるものを除き、全て受託者の負担とする。
- (5) 事業終了後は、速やかに会場の原状回復を行うこと。
- (6) 会場において、火気の取扱いができないことに留意すること。
- (7) 事業実施に伴う会場側への必要な諸手続きを行うこと。
- (8) 会場の利用基準に則り、企画運営を行うこと。
- (9) 飲食物の提供に際し、会場と保健所の指示のもと取扱いが変更となることもある。
- (10) 受託者は、業務を円滑に遂行するために本市並びに会場等と必要に応じて打合せを行うこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、イベント等の開催については慎重な判断及び対応が求められることから、仕様書で定める内容については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、委託者と協議の上、変更または省略することも可能とする。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小については、今後の感染状況や社会情勢等を踏まえて判断していく。その場合は、委託料減額を含む契約内容を変更する契約を行う場合もある。なお契約変更の時点において、準備等において既に業務が生じ、受託者が費用を負担している場合、当該費用については委託者と受託者が協議することとし、必要に応じて当該費用を委託者が支払うものとする。

6. 委託業務の進め方

必要な協議は随時行うこととし、本仕様に定めのない事項については、協議の上、これを定めることとする。

7. 委託成果品

業務終了後、速やかに委託内容に沿った実施状況が確認できる写真データ等を含む業務実績報告書 1 部及び電子データを提出すること。